

投資信託総合取引規定集の改正について

2020年4月1日付で投資信託総合取引規定集の改正を行いました。
以下の各規定につきまして、改正後の記載に読替えていただきますよう、お願い申し上げます。

1 投資信託総合取引規定

| 条項 | 改正後 | 改正前 |
|-------------|--|--|
| 第10条 第1項 | <p>第10条（投資信託総合取引の解約） 投資信託総合取引は、次の各号のいずれかに該当した場合には解約されます。また、投資信託受益権振替決済口座管理規定第4条による当組合からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。（途中省略）</p> <p>①～⑤（省略） <u>（削除）</u> ⑥ 振替決済口座および外国証券取引口座におけるお客様の投資信託または外国投資信託の残高が一定期間以上ないとき。 ⑦ やむを得ない事由により、当組合が解約を申し出たとき。</p> | <p>第10条（投資信託総合取引の解約） 投資信託総合取引は、次の各号のいずれかに該当した場合には解約されます。また、投資信託受益権振替決済口座管理規定第4条による当組合からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。（同左）</p> <p>①～⑤（同左） ⑥ <u>第12条に定める規定等の変更に同意されないとき。</u> ⑦ 振替決済口座および外国証券取引口座におけるお客様の投資信託または外国投資信託の残高が一定期間以上ないとき。 ⑧ やむを得ない事由により、当組合が解約を申し出たとき。</p> |
| 第12条 | <p>第12条（規定等の変更） <u>この規定は、民法に定める定型約款に該当します。</u>この規定および第2条各号に定める約款・規定（以下「規定等」といいます。）は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、<u>民法の定型約款の変更の規定に基づき変更されること</u>があります。<u>変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。</u></p> | <p>第12条（規定等の変更） <u>（追加）</u>この規定および第2条各号に定める約款・規定（以下「規定等」といいます。）は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに <u>（追加）</u> 変更されることがあります。<u>なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限するものはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その変更事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、規定等の変更に同意されたものとして取り扱います。</u></p> |

2 特定口座約款

| 条項 | 改正後 | 改正前 |
|------------|---|---|
| 第2条 第3項 | <p>第2条（特定口座の申込方法） （第1項、第2項省略）</p> <p>3 お客様は、<u>特定口座開設届出書を提出し、当組合が承諾した場合に限り、</u>当組合に1口座に限り特定口座を開設することができます。</p> | <p>第2条（特定口座の申込方法） （同左）</p> <p>3 お客様は、<u>（追加）</u> 当組合に1口座に限り特定口座を開設することができます。</p> |

3 非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款

| 条項 | 改正後 | 改正前 |
|-------------------|--|--|
| 第2条 第5項 第6項 | <p>5 第1項の口座開設届出書等が、各勘定設定期間の開始日の属する年の前年10月1日から当該年中に提出され、当組合が当該年の12月31日までに税務署より「非課税適用確認書」の交付を受け、<u>当組合が申込みを承諾した</u>場合には、提出された日の属する年の翌年1月1日に当該勘定設定期間の非課税口座が開設されます。口座開設届出書等が、（途中省略）9月30日までの当組合が定める日までの間に提出された場合には、当組合が税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を受領し、<u>当組合が申込みを承諾した</u>後に非課税口座が開設されます。口座開設届出書等が提出された日に非課税口座は開設されません。</p> <p>6 第2項または第3項の規定により、（途中省略）旨の通知を受領し、<u>当組合が申込みを承諾した</u>後に開設されます。ただし、10月1日から12月31日までに当組合がお客様から廃止通知書を受領し、同年中に税務署より非課税口座を開設することができる旨の通知を受領し、<u>当組合が申込みを承諾した</u>場合には、翌年1月1日に非課税口座が開設されます。</p> | <p>5 第1項の口座開設届出書等が、各勘定設定期間の開始日の属する年の前年10月1日から当該年中に提出され、当組合が当該年の12月31日までに税務署より「非課税適用確認書」の交付を受け、<u>（追加）</u> た場合には、提出された日の属する年の翌年1月1日に当該勘定設定期間の非課税口座が開設されます。口座開設届出書等が、（途中省略）9月30日までの当組合が定める日までの間に提出された場合には、当組合が税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を受領し、<u>（追加）</u> た後に非課税口座が開設されます。口座開設届出書等が提出された日に非課税口座は開設されません。</p> <p>6 第2項または第3項の規定により、（途中省略）旨の通知を受領し、<u>（追加）</u> た後に開設されます。ただし、10月1日から12月31日までに当組合がお客様から廃止通知書を受領し、同年中に税務署より非課税口座を開設することができる旨の通知を受領し、<u>（追加）</u> た場合には、翌年1月1日に非課税口座が開設されます。</p> |
| 第7条 第1項 | <p>第7条（非課税管理勘定に受け入れる株式投資信託の範囲） 当組合は、お客様の非課税口座に設けられる非課税管理勘定には、次の各号に定める株式投資信託（<u>当該非課税口座が開設されている当組合の営業所にかかる振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるものに限り、</u>「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした株式投資信託で、①、②に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。</p> | <p>第7条（非課税管理勘定に受け入れる株式投資信託の範囲） 当組合は、お客様の非課税口座に設けられる非課税管理勘定には、次の各号に定める株式投資信託 <u>（追加）</u> のみを受け入れます。</p> |
| 第7条 の2 第1項 | <p>第7条の2（累積投資勘定に受け入れる株式投資信託の範囲） 当組合は、（途中省略）次に掲げる株式投資信託（法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、（途中省略）、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、<u>「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出</u></p> | <p>第7条の2（累積投資勘定に受け入れる株式投資信託の範囲） 当組合は、（途中省略）次に掲げる株式投資信託（法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、（途中省略）、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、<u>（追加）</u> ます。）のみを受け入れます。</p> |

| | | |
|--------------------|--|---|
| | <u>出があった日までの間に取得をした株式投資信託で、①に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。</u> | |
| 第9条 第1項 | 第9条（非課税管理勘定終了時の取扱い） 非課税口座に設けられた非課税管理勘定はその設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日において終了します。 <u>なお、「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管します。</u> | 第9条（非課税管理勘定終了時の取扱い） 非課税口座に設けられた非課税管理勘定はその設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日において終了します。 <u>(追加)</u> |
| 第9条 の2 第1項 | 第9条の2（累積投資勘定終了時の取扱い） この約款に基づき設定した累積投資勘定は、その設けられた日の属する年の1月1日から20年を経過した日において終了します。 <u>なお、「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に累積投資勘定が終了した場合は、一般口座へ移管します。</u> | 第9条の2（累積投資勘定終了時の取扱い） この約款に基づき設定した累積投資勘定は、その設けられた日の属する年の1月1日から20年を経過した日において終了します。 <u>(追加)</u> |
| 第10条 | 第10条（累積投資勘定を設定した場合の所在地確認） 当組合は、(途中省略)、基準経過日（お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。）から1年を経過する日までの間（以下「確認期間」といいます。）に確認いたします。 <u>ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所または個人番号の変更にかかる「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合および「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客様から、出国をした日から当該1年を経過する日までの間に「(非課税口座) 帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。</u> (途中省略) 2 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合 <u>(第1項ただし書の規定の適用があるお客様を除きます。)</u> には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客様の非課税口座にかかる累積投資勘定に株式投資信託の受入れを行うことはできなくなります。(以下省略) | 第10条（累積投資勘定を設定した場合の所在地確認） 当組合は、(途中省略)、基準経過日（お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。）から1年を経過する日までの間（以下「確認期間」といいます。）に確認いたします。 <u>(追加)</u> (途中省略) 2 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合 <u>(追加)</u> には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客様の非課税口座にかかる累積投資勘定に株式投資信託の受入れを行うことはできなくなります。(以下省略) |
| 第15条 第3項 第4項 | <u>3 出国により国内に住所および居所を有しないこととなった場合は、法第37条の14第27項第1号または第2号に規定する場合には、当該各号に定める「(非課税口座) 継続適用届出書」または「出国届出書」を提出するものとします。</u> <u>4 非課税口座開設者が死亡した場合は、施行令第25条の13の5の規定により、「非課税口座開設者死亡届出書」を提出していただきます。</u> | <u>(追加)</u> |
| 第16条 | 第16条（契約の解除） この契約は、次の各号のいずれかの事由が発生したときは、それぞれに掲げる日に <u>解除され</u> 、お客様の非課税口座は廃止されるものとします。 ① (省略) ② <u>法第37条の14第27項第1号に定める「(非課税口座) 継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに法第37条の14第29項に定める「(非課税口座) 帰国届出書」の提出をしなかった場合 法第37条の14第31項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(5年経過日の属する年の12月31日)</u> ③ お客様が当組合に対して、法第37条の14第27項第2号に定める出国届出書を提出したとき 出国の日。 ④ 非課税口座を開設しているお客様が、出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき 法第37条の14第31項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日。 ⑤ 施行令第25条の13の5に定める非課税口座開設者死亡届出書の提出があったとき 当該非課税口座開設者が死亡した日。 ⑥ やむを得ない事由により、当組合が解約を申し出たとき 当組合が定める日。 <u>(削除)</u> | 第16条（非課税口座の廃止） この契約は、次の各号のいずれかの事由が発生したときは、それぞれに掲げる日に <u>(追加)</u> 、お客様の非課税口座は廃止されるものとします。 ① (同左) <u>(追加)</u> ② お客様が当組合に対して、法第37条の14第27項第2号に定める出国届出書を提出したとき 出国の日。 ③ 非課税口座を開設しているお客様が、出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき 法第37条の14第31項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日。 ④ 施行令第25条の13の5に定める非課税口座開設者死亡届出書の提出があったとき 当該非課税口座開設者が死亡した日。 ⑤ やむを得ない事由により、当組合が解約を申し出たとき 当組合が定める日。 ⑥ <u>お客様がこの約款の変更不同意されるとき 当組合が定める日。</u> |

以上